

アスリート等応援企業等支援金Q & A

令和6年4月1日現在

Q-1 支援金の目的は。

国民スポーツ大会の正式競技に取り組むアスリート等雇用に対する県内の企業、団体等の前向きな気運の醸成を図るとともに、選手等への就労機会の提供、企業等における雇用環境の整備等を支援するものです。

Q-2 ひむかアスリート・ジョブサポートセンターとは。

2027年に本県で開催される国民スポーツ大会において天皇杯（総合優勝）を獲得するための競技力向上を図り、大会終了後も安定した競技力を確保するため、全国で活躍するトップアスリートや指導者等と県内企業・団体等との雇用のマッチングを行うため、競技力向上推進課内に設置されています。

ひむかアスリート・ジョブサポートセンター

TEL：0985-26-7594

Q-3 県外に本社がある場合、県内の事業所長等から請求できるか。

代理請求可能です。

ただし、法人の代表者（代表取締役、理事長等）が請求し、口座名義が支店長等（支店長、園長、施設長等）である場合は、委任状が必要です。

※ 法人の支店長等（支店長、園長、施設長等）が請求し、口座名義が法人の代表者（代表取締役、理事長等）である場合は、委任状は不要です。

Q-4 法人税法別表第一に規定する公共法人（土地改良区、土地改良区連
合及び土地区画整理組合を除く。）とは。

- ・ 沖縄振興開発金融公庫
- ・ 株式会社日本政策金融公庫
- ・ 国立大学法人
- ・ 水害予防組合
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 地方公共団体金融機構
- ・ 地方住宅供給公社
- ・ 地方道路公社
- ・ 土地開発公社
- ・ 日本司法支援センター
- ・ 日本年金機構
- ・ 独立行政法人（その資本金の額若しくは出資の金額の全部が国若しくは地方公共団体の所有に属しているもの又はこれに類するものとして、財務大臣が指定をしたものに限る。）
- ・ 株式会社国際協力銀行
- ・ 港務局
- ・ 社会保険診療報酬支払基金
- ・ 水害予防組合連合
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公共団体情報システム機構
- ・ 地方税共同機構
- ・ 地方独立行政法人
- ・ 日本下水道事業団
- ・ 日本中央競馬会
- ・ 日本放送協会

Q-5 出資金等の額の25%以上の確認はどのように行うのか。

企業等の前年度の歳入歳出決算書及び当該年度の歳入歳出予算書にて確認
します。

Q-6 なぜ週20時間以上の正規雇用が必要なのか。

企業等で就労することで、選手等が経済面の不安を抱えることなく競技に
取り組むことができることから、雇用保険の適用となる週20時間以上を条
件としております。

また、国民スポーツ大会終了後、選手等が引き続き、セカンドキャリアま
で見据えた就労ができるよう正規雇用を条件としております。

Q-7 1か月の雇用の事実はどのように確認するのか。

ハローワーク（公共職業安定所）が事業主からの請求により提供する「事業所別被保険者台帳の写し」又は事業者が保管する賃金台帳及び出勤簿の写しにより行います。

Q-8 その他支援金の支給が適当でないとして知事が認める者でないこととあるが、具体的にどのような場合か。

対象事業者の重大な法令違反の事実が判明した場合や、対象事業者側の都合により支給対象者が離職したことが判明した場合などを想定しています。

Q-9 令和5年4月1日から令和8年2月28日までに採用した選手等とあるが、具体的な運用は。

雇用契約を令和5年4月1日から令和8年2月28日までの間に締結し、1か月以上正規雇用した場合とします。

Q-10 1社（事業所）につき、請求金額（支援金対象者の数）に上限はあるか。

上限はありませんが、各年度の予算の範囲内となります。

Q-11 支援金は1回しか請求できないのか。

支援金の請求可能期間内であって、異なる選手等を採用し、要件を満たす場合には、その都度請求することができます。

Q-12 支援金が振り込まれるまでの期間はどれくらいか。

書類の不備等がなければ、請求書受理後、1か月程度で指定口座に振り込みます。

Q-13 自治体等が実施する他の補助金等との併用は可能か。

可能です。ただし、県のチーム等強化に関する補助金等との併用はできません。

Q-14 当年4月1日から翌年3月31日まで継続して雇用した場合、請求はいつから可能か。

翌年4月1日から4月10日までが請求可能期間となります。なお、年度途中で退職した場合、退職した日から起算して1か月を経過した日までが請求期間となります。

Q-15 月割りの計算方法は。

月の初めから末日まで連続して雇用した場合、1月とします。

また、月の初めから期間を起算しないときは、最後の月においてその起算日に応答する日の前日に満了します。

なお、1月未満の端数がある場合は、切り捨てます。

〈例〉4月15日から7月14日まで雇用した場合は、3月となります。

4月1日から7月14日まで雇用した場合は、3月となります。